

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1.執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2.都道府県名	北海道
3.市区町村名	釧路市
4.届出番号	5
5.独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1.事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成17年釧路市条例第108号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項 釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成17年釧路市条例第108号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第1条	釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成17年釧路市条例第108号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その（生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること）を目的とする。	この条例は、（ひとり親家庭等のひとり親及び児童）の医療に要した費用の一部を助成し、もってひとり親家庭等のひとり親及び児童の（健康増進と福祉の向上を図ること）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成17年釧路市条例第108号） 釧路市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成17年釧路市規則第115号）